

# 「高齢者の保健事業と 介護予防の一体的実施事業」のお知らせ

令和2年4月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行し、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整えられました。

日高町においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、健康の保持増進を図り、健康寿命の延伸を目的として、令和6年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいます。

今年度も該当の方に保健師より電話または訪問での状況確認を行います。



## 75歳以上の高齢者に対する取り組み内容

### ①糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病であり、かつ腎機能が低下している方に対し、医療機関への受診勧奨や保健師による電話や訪問での保健指導を行い、重症化予防に向け支援します。

### ②生活習慣病重症化予防事業

高血圧・高血糖の方へ、保健師による電話・訪問での食事や運動等への保健指導を実施するとともに、医療機関への受診勧奨を行い、重症化予防に向け支援します。

### ③健康状態不明者対策事業

医療機関や健康診査等を受けていない方に対して、保健師等が個別に電話や訪問をし、健康状態をお伺いし、必要に応じて医療や介護等のサービスを紹介します。

【お問い合わせ先】 いきいき長寿課(TEL: 63・3807)

## 第3回 介護予防教室 “自分の身体をチェックしよう”を開催します!



ときわ寮美浜デイサービスセンターと合同で介護予防教室を開催します。

作業療法士の松本篤始氏と理学療法士の岸本亜由美氏によるレクリエーションを予定しています。

日時: 8月5日(水) 午後1時~3時30分

※午後1時から体力測定を実施します

場所: 日高町中央公民館(日高町高家629番地)

対象: 65歳以上で介護認定を受けていない町内在住の方

申込期限: 7月29日(水)

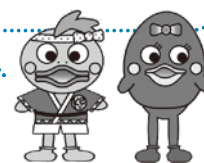
※事前の申し込みが必要です

★送迎が必要な方は7月10日(金)までにお申し込みください。

### スケジュール

- |           |               |
|-----------|---------------|
| ①体力測定     | 午後1時~1時30分    |
| ②講義       | 午後1時30分~2時10分 |
| ③休憩       | 午後2時10分~2時20分 |
| ④レクリエーション | 午後2時20分~3時20分 |

みなさまのご参加をおまちしています!  
お誘いあわせのうえ、ご参加ください。  
体力測定(握力測定、片足立位など)とレクリエーションをしますので、運動靴、水分補給できるもの、タオルをご持参ください。



【申込先・お問い合わせ先】 いきいき長寿課(TEL: 63・3807)

# 後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

## ●令和8年8月から後期高齢者医療制度の資格確認書の交付が見直されます。

### ▶85歳以上の方

全ての方に「資格確認書」を交付

※医療機関を受診する際は、マイナ保険証（お持ちの方）または資格確認書をご利用ください

### ▶84歳以下の方

・直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上、かつ直近3か月以内に利用している方

⇒「資格情報のお知らせ」を交付

※医療機関を受診する際は、マイナ保険証をご利用ください

・上記以外の方(※)

「資格確認書」を交付

※具体的な例

マイナンバーカードを持っていない方  
マイナ保険証を持っているが、利用頻度が少ない方または全く利用していない方

令和8年7月31日の有効期限満了に伴い資格確認書を更新いたします。新しい資格確認書の色は「みず色」です。「資格確認書」の交付対象の方には、7月中に簡易書留郵便にてお届けする予定です。お手元に届くまでは、現在お持ちの「うすい緑色」の資格確認書をご利用ください。

なお、「資格情報のお知らせ」の交付対象の方には、普通郵便にてお届けする予定です。

### ○現在お持ちの資格確認書「うすい緑色」について

新しい資格確認書『みず色』か資格情報のお知らせがお手元に届き次第、「うすい緑色」の資格確認書は、以下問い合わせ先にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、処分してください。

※令和8年度住民税の課税所得等により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください

#### 例

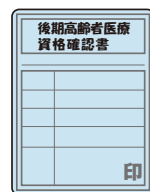
今まで1割であった方が2割負担に変更となる場合「2割(令和8年7月31日までは1割)」と表示されます。

## 令和8年8月以降のマイナ保険証・資格確認書について

85歳以上ですか？（令和8年7月1日時点）

はい

資格確認書を  
交付いたします。



いいえ

いいえ

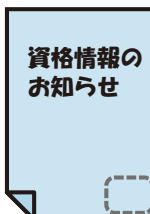
マイナ保険証を普段から使っていますか？

次の条件を両方とも満たしている場合は「はい」に進む

- ・直近1年間に6回以上利用している
- ・概ね直近3か月以内に利用している

はい

資格情報のお知らせを  
交付いたします。  
「マイナンバーカード  
(マイナ保険証)で医療  
機関を受診してく  
ださい。



A4サイズ

※要配慮者等にはマイナンバーカードで保険証の利用登録(紐付け)をしていますが、申請していただくことで、資格確認書を発行することができます。

【お問い合わせ先】 いきいき長寿課(TEL: 63・3807)